

「令和 3 年度前期開講科目履修における要配慮申請について（通知）」に対する質問について

【ご意見・ご要望】（投稿日：2021年2月12日）

表題の件について、下記の通り質問を3点申し上げます。

【質問1】

対面講義ベースに戻す「必要がある」のでしょうか？

2020年度には、オンラインで講義をできていました。つまり、オンラインで講義はできます。

さらに、約1年前に講義のオンライン化を決定したときより、日々の新規陽性者数は格段に多く、「実質的な医療崩壊」とすら言われています。

つまり、状況は悪くなっています。

それにもかかわらず講義を対面に戻すのであれば、その必要性を学生にも社会にも説明し、理解を得るべきです。

「以前に回答の通り」等の表面的なものではない、現時点での状況に即した説明を求めます。

【質問2】

京都大学として、

- A. 対面授業における感染リスクを見極める権限
- B. 対面授業におけるクラスター発生時の責任

は以下の誰にあると考えていますか？それぞれ回答をお願いします。

一般的な回答が難しければ、2, 3の具体例を挙げていただいても構いません。

- ①学生個人②授業を管理する教員③大学④文科省⑤政府⑥その他

【質問3】

感染状況や授業内でのクラスター発生などを受けて、対面授業の停止などの対応は十分に想定されます。

その具体的な基準は決めてありますか？

決めてあるならば、学生に共有をお願いします。

決めていないならば、決めていない理由を教えてください。

以上3点、よろしくお願いいたします。

【回答】（回答日：2021年2月25日）

（回答部署：教育推進・学生支援部教務企画課）

（質問1）

今年度は新型コロナウイルス感染症の流行により、余儀なくオンライン授業の実施となりました。オンライン授業の有意義であるという評価がありますが、一方でオンライ

ン授業の負担が大きく心身に影響を及ぼすこと、新入生ではキャンパスでの学修を望む声が多く聞こえてきます。このような中で、「令和3年度の授業方針について（令和3年2月12日付通知）」のとおり対面授業の実施を進める方針となりました。ただし、今年度のオンライン授業の経験を踏まえて、オンライン授業の特性を生かした授業の在り方についても引き続き検討していきます。

（質問2）

状況にもよりますので、一概に権限や責任についてお答えすることは出来かねます。

大学としては、感染拡大予防マニュアルに「感染拡大防止対策を徹底し、必要な学修機会の確保と同時に、学生相互や教員との交流機会の回復も含め、より質の高い教育・研究等の場の提供に努めていく必要がある」と記載していますので、これらを行っていくうえで大学や現場などのそれぞれの状況に応じて対応していくことが必要であると考えています。質問2.3については、危機対策本部にてその都度、最善の策を議論しています。

（質問3）

構内で感染者が発生すれば、保健所と連携のうえ、指示を受け対応を行うこととなりますので、状況によって判断を行います。